

「専門医・認定医共通更新及び受験申請の為の配点表に対する更新に必要な点数の医療倫理・医療安全講習会出席点の例外規定の適用拡大に関する細則」制定のお知らせ

一般社団法人日本東洋医学会
専門医制度委員会

「専門医・認定医共通更新及び受験申請の為の配点表」に定める医療倫理・医療安全講習会出席点の例外規定の適用を拡大いたしました。

以下のいずれかに該当する方は、例外規定の適用対象になります。

- 1) 専門医又は認定医の資格認定期限が平成 31 年 3 月 31 日までの者で、平成 31 年度の資格更新を保留し、認定期限を平成 32 年 3 月 31 日に変更した者
- 2) 専門医又は認定医の資格認定期限が平成 31 年 3 月 31 日までの者で、認定期間の延長申請を行い、次回更新時期を平成 32 年 3 月 31 日以降に変更した者

詳細は、[医療関係者の方へ>専門医になるには>トピックス、規程](#) に掲載の「専門医・認定医共通更新及び受験申請の為の配点表に対する更新に必要な点数の医療倫理・医療安全講習会出席点の例外規定の適用拡大に関する細則」をご確認ください。

<http://www.jsom.or.jp/medical/specialist/topics.html>